

## 契約条項

4DL Technologies 株式会社（以下、「当社」といいます。）とお客様（以下、「契約者」といいます。）とは、当社が契約者に提出する当社所定の契約申込書、注文書その他書面（電子メールなど電磁的方法を含む）に記載されたサービス（以下、「本サービス」といいます）について、本契約条項所定の条件にて、契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。なお、お客様の正式名称は、当社所定の契約申込書等に記載されたとおりとします。

### 第1条（契約の利用申込み）

1. 契約者になろうとする者は、当社が別途定める手段にて契約の申込みを行うものとします。なお、契約者になろうとする者は、本契約の申込みにあたり、本契約条項の内容及び下記各号に同意し、これを遵守するものとします。
  - ① 本契約条項および当社個人情報保護方針に同意すること
  - ② 本サービスの趣旨に賛同し、本契約条項その他本サービスに関する規約（以下、「本契約条項等」といいます。）を守ること
  - ③ 従業員に本サービスの適切な利用を促進し管理すること
  - ④ 法人および所属する従業員が反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）またはその関係者でないこと
  - ⑤ 本契約の料金を当社が定める決済方法により支払うこと
2. 当社は、以下に定める事由に該当する場合、申込みを拒否することができます。
  - ① 本契約条項に同意をしない場合
  - ② 法人が実在しない、又は実在しない恐れがあると判断した場合
  - ③ 過去に当社との契約に違反した場合
  - ④ 過去に当社との契約に違反した法人の関連会社である場合
  - ⑤ その他、当社が不相当と判断した場合

3. 当社が契約者に対し、受付メールを交付することにより、契約者と当社の間には本サービスの利用契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとし

### 第2条（届出情報の変更）

契約者は、届出情報（本サービスの申込み及び利用において、当社に申告する情報をいいます。以下同じ。）に変更があったときは、遅滞なく変更手続をするものとします。なお、契約者が当該変更手続を遅滞したことにより損害等を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第3条（利用料）

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、別途当社が定める利用料を、クレジットカードによる決済その他別途当社が定める方法にしたがって、別途当社が定める期限までに支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金（サービス利用量によって変動しないオプション料金を含みます。）は、本契約の契約期間内に契約者が本サービスを利用しなかった場合であっても減額されず、また、契約者が本サービスを利用しなかったことに起因するいかなる損害や損失に対して当社は責任を負いません。
3. 契約期間満了前に本契約が終了した場合であっても、当社は既払い利用料を返金しないものとします。
4. 契約者は、サービス利用料の支払いを遅延した場合、当社に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第4条（契約者ID等の管理）

1. 契約者は、自己の責任において、本サービス又はこれに関連するサービス（予約サービスを含むが、これに限りません。）の契約者ID及びパスワードその他本サービスを利用するためのID及

びパスワード（以下、「契約者ID等」といいます。）を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、

2. 当社は、契約者ID等を利用して行われた一切の行為を、当該契約者ID等が帰属する契約者ご本人の行為とみなすことができます。
3. 契約者ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 契約者は、契約者ID等の盗難があった場合や契約者ID等の失念があった場合、又は契約者ID等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、

#### 第5条（通信機器等の使用等）

1. 契約者は、本サービスを受けるために必要となるスマートフォン、タブレット、コンピューター等の機器を契約者自身の費用で自ら用意し、また通信費を負担するものとし、
  2. 通信障害により本サービスが受けられない場合、既払い利用料の返金等の対応には応じられません。但し、当社の責めに帰す事由による場合はこの限りではありません。
  3. 本サービスが「Microsoft Teams」、「Google Meets」又は、Zoom Video Communications, Inc. の提供するビデオ通話サービス「Zoom」（以下「ウェブ会議サービス」といいます。）を用いて提供される場合、契約者はウェブ会議サービスの利用にあたり各社が定める利用規約を遵守するものとし、
- なお、当社はウェブ会議サービスの機能の不具合等については一切責任を負わず、またウェブ会議サービスの機能等について問い合わせ、相談等をする義務を負いません。

#### 第6条（契約者の誓約等）

1. 契約者は、以下の各号の内容に関し、当社が何ら一切の保証を行うものではないことに予め同意するものとし、
  - ① 本サービスの学習効果や有効性、正確性、真実性等
  - ② 本サービスの提供に関して当社が提示する推奨環境にて問題なくサービスの提供が行われること
  - ③ 本サービス又は本サービスに関連して利用されるソフト並びにファイル等の安全性
  - ④ 本サービスに関する当社のウェブページ（以下、「当ウェブ」といいます。）で提供するあらゆる情報、リンク先等の完全性、正確性、最新性、安全性等
  - ⑤ 当ウェブから、又は当ウェブへリンクしている当社以外の第三者が運営するウェブサイトの内容やその利用等に関する正確性、安全性等
2. 契約者は、以下の各号に定める事項に起因又は関連して生じた一切の損害について、当社が如何なる賠償責任も負わないことに予め同意します。
  - ① 以下の場合により、満足な本サービスの利用ができなかったこと
    - i 契約者が希望する特定の時間帯の予約できなかった場合
    - ii 契約者が希望する特定の講師が予約できず、又は予約したレッスンを受講できなかった場合（講師側及び当社側の事由に基づく場合も含みます。）
    - iii 契約者が希望するレッスンが他の契約者により予約済みとなり、予約できなかった場合。
    - iv 契約者のメッセージやデータへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者の不正行為に起因する場合（当該不正行為を防止するために必要かつ合理的な対応を当社がしなかったことにつき当社に故意又は重過失があったときは除きます。）
  - ② 本サービスの学習効果や有効性、正確性、真実性等
  - ③ 本サービスに関連して当社が紹介・推

- 奨める他社のサービスや教材等の効果や有効性、安全性及び正確性等
- ④ 当社が推奨する利用環境外での本サービスの利用
  - ⑤ 契約者の自己責任で受信した、又は、開いたファイル等が原因となりウィルス感染等が発生したこと
  - ⑥ 契約者の過失によるパスワード等の紛失又は使用不能により本サービスが利用できなかったこと

#### 第7条（情報の保管及び利用）

当社は、本サービスの適正な運営を目的とし、契約者による本サービス内の発言、会話、問い合わせ内容、書き込み情報を録音並びに記録することがあり、必要と判断した場合には画像又は映像を収集し保管します。これらの情報は、当社が本サービスの適正な運営をする上でやむを得ない理由があると判断した場合のみ、最小限の範囲で利用することがあります。契約者は、当社がこれらの情報を保管し、利用することに同意するものとします。

#### 第8条（本サービスの変更・中断・終了）

1. 当社は、事前に当ウェブ上での掲示又は指定メールアドレス宛へ通知することにより、当社の裁量により本サービスの内容を変更、又は本サービスの提供を中断若しくは終了できるものとします。但し、やむを得ない場合には、予告なしに本サービスを中断することができるものとします。
2. 当社は、本サービスの変更、中断又は終了により、会員企業、契約者又は第三者が被った如何なる不利益、損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

#### 第9条（本契約条項等の遵守）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本契約条項等を遵守し、当社スタッフの指示に従うものとします。

2. 契約者は所属従業員が本契約条項等を遵守するよう指導監督するものとします。

#### 第10条（知的財産権等）

1. 本サービスに関する映像、画像、音声、商標、ロゴマーク、記載等についての商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含みますがこれに限りません。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」といいます）は、全て当社又は権利者に帰属します。契約者は、著作権等を無断で使用、侵害すること、雑誌、他のサイト上へのアップロード、転載行為及び第三者への配布等を行ってはなりません。
2. 本条の規定に違反して問題が発生した場合、契約者は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑又は損害を与えないものとします。当社は、契約者が前項に違反した場合、契約者に対して、商標権法又は著作権法等（その他当社の権利に基づく場合を含みます。）に基づく各処置（警告、告訴、損害賠償請求、差止請求、名誉回復措置等請求等）を行うことができるものとします。
3. 当社は契約者からのいかなるフィードバック、要望及び提案について、契約者の許可無く使用する権限を有するものとします。

#### 第11条（権利義務の譲渡）

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、当社との間の契約上の地位又は本契約条項に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い契約者との間の契約上の地位、本契約条項等に基づく権利及び義務並びに契約者の届出情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者はかかる譲

渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第12条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する若しくは該当する恐れがある行為、又は以下の各号のいずれかに該当若しくは該当する恐れがあると当社が判断する行為をしてはなりません。また、契約者は、従業員が以下の各号のいずれかに該当する行為をしないように指導監督するものとします。
  - ① 本サービスから提供された情報を複製、公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他本サービスの私的利用以外に用いる行為
  - ② 本サービスを用いての営利を目的とする行為
  - ③ 他の契約者のID又はパスワードを利用する行為、並びに、契約者のID又はパスワードを第三者に譲渡、貸与等すること又は第三者に使用させる行為
  - ④ 第三者になりすます行為
  - ⑤ 当社、講師、他の契約者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - ⑥ 他の契約者又はその他の第三者の個人情報、届出情報、利用履歴情報等を収集、開示又は提供する行為
  - ⑦ 本サービスからのメール、メッセージその他の通知を1週間以上受信できない状態が継続した場合（ドメイン指定受信拒否を含みますが、これに限られません。）
  - ⑧ 事実と反する内容の届出情報を当社に申告する行為
  - ⑨ 講師に本サービスの競合たりうるサービス・企業等へ勧誘する行為
  - ⑩ 当社又は講師からの指示に従わない行為
  - ⑪ 本サービスの内容、他の参加者及び講

師の写真・録画撮影（スクリーンキャプチャを含むがこれに限られません。）

- ⑫ 当社、講師又は他の契約者に対する誹謗中傷をする行為
  - ⑬ 本サービスの運営、進行を妨げる等の妨害行為
  - ⑭ 当社、講師又は他の契約者その他第三者に経済的・精神的損害、不利益を被る行為当社が別途定める本サービス利用に関するルールに抵触する行為
  - ⑮ その他、当社が不適切と判断する行為
  - ⑯ 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
2. 契約者が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本サービスの提供状態を問わず、契約者に対して、事前の通知等を要せず、本サービスの利用の中止、中断又は停止の処分をすることができるものとします。なお、前項の禁止行為に該当するか否かの判断は、当社の裁量によりなされるものとし、当社は、当該判断について説明責任を負いません。
  3. 当社が前項の処分をした場合であっても、当社は、既に契約者が支払った利用料金の返金を一切行いません。
  4. 当社は、前項の処分により会員企業、契約者又は第三者が損害又は不利益等を被ったとしても一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
  5. 契約者は、第1項各号の禁止行為に起因して当社又は第三者に損害が生じた場合、本契約終了後であっても、全ての法的責任を負うものとします。

## 第13条（秘密保持義務）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、本サービスに関連して当社が秘密である旨指定した情報を秘密に取り扱うものとします。契約者は、当社から求められた場合はいつでも、当社の指示に従い、遅滞なく、前項の情報及び当該情報を記載又は記録した書面その他の記録媒体物並びにその全ての複製物等を返却又は廃棄し

なければなりません。

#### 第14条（契約者の損害賠償責任）

契約者は、本サービスを利用したことに起因して（かかる趣旨のクレームを第三者より当社が受けた場合を含みます。）、当社が直接的もしくは間接的に何らかの損害、損失又は費用負担（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを賠償又は補償しなければなりません。

#### 第15条（免責）

1. 当社は、善良なる管理者の注意をもって良質なサービスの提供に努めるものとしませんが、不可抗力により、または当社の故意または重大な過失によらずに、サービス提供が中断または停止した場合、および、契約者が本サービスに登録した情報が消失等した場合、当社はその責任を負わないものとしします。
2. 契約者同士の間で生じた紛争について、当社は一切関与いたしません。
3. 契約者と提携事業者との間で生じた紛争について、当社は直接の責任を負わないものとししますが、可能な範囲で契約者と提携事業者（代理店を含みますが、これに限りません。）との間の紛争の解決に努めるものとしします。
4. 契約者が本サービスの利用にあたって被った損害や怪我その他の事故について、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は、その損害に対する一切の責任を負いません。また、損害のうち特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）について当社は一切の責任を負わず、当社が損害賠償責任を負う場合であっても、責任の範囲は、当社が直近に受領した利用料その他本サービスの対価の金額を上限とします。

#### 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己および次に該当する者が、本契約締結日において反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。以下同じ）及び反社会的勢力でなくなった時から5年間を経過しない者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
  - ① 自己の特別利害関係者（役員（役員持株会を含む）、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいう）
  - ② 自己の重要な使用人
  - ③ 自己の主要な株主または主要な取引先
  - ④ 前各号に掲げる者のほか、自己の経営を実質的に支配している者
2. 当社は、契約者が、次の各号の一に該当する場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む契約者のすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができる。
  - ① 前項において表明した事実が真実ではないことが判明すること
  - ② 前項の確約に対する違反が判明すること
  - ③ 自己又は前項各号所定の者が反社会的勢力と関与したことが判明すること
3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わず、また、既払い利用料を返金しないものとしします。

#### 第17条（本サービスの契約期間）

1. 本契約の契約期間は、申込書記載の期

- 間とします。
2. 契約期間は、契約者から当社に対し、契約期間が満了する1ヵ月前までに更新を拒絶する旨の当社所定の方法による通知が行われない限り、同一の条件で同一の期間延長されるものとします。

#### 第18条（当社による解除）

1. 会員企業又は契約者が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に催告することなく、ただちに本契約を解約することができるものとします。
  - ① 当社への申告、届け出内容に虚偽があった場合
  - ② 利用料の支払債務その他の債務の履行の遅延又は不履行があった場合
  - ③ 本契約条項第12条（禁止事項）第1項のいずれかに該当することが判明した場合
  - ④ 本契約条項第12条（禁止事項）第2項の規定により本サービスの中止、中断又は停止の処分をされた契約者が、その原因たる事実を解消しない場合
  - ⑤ その他、本契約条項に違反した場合
2. 当社が前項による解除をした場合、当社は、会員企業、契約者又は第三者に対して損害賠償その他の何らの責任も負わず、また、既払い利用料の返金はしないものとします。

#### 第19条（本契約条項の変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、また、契約者に対する事前の通知なく、本契約条項等を変更できるものとします。この場合、本サービスに関するウェブサイトへの掲載その他当社所定の方法で公表後一週間（発表の翌日の午前0時から起算するものとします。）以内に契約者が当社に異議を書面で異議を述べない限り、契約者はこれを承諾したものとみなし、その時点をもって契約者との間で適用される本契約条項等が変更後の本契約条項等へと有効に変更されるものとします。
2. 変更後の本契約条項等は、別途当社が定めた場合を除き、前項に基づく公表

後一週間が経過した時点をもって効力を生じるものとし、本サービスの利用条件は、当該時点より、変更後の本契約条項等によるものとします。

3. 契約者が本契約条項等の変更後に本サービスを利用した場合、契約者は第一項に定める期間が経過していなくとも、契約者が本サービスを利用した場合、契約者はその時点で当該変更に同意したものとみなされます。

#### 第20条（残存条項）

本契約条項中各条項に特に定めがある場合は当該条項に加え、第4条（契約者ID等の管理）、第6条（契約者の誓約等）、第7条（情報の保管及び利用）、第10条（知的財産権等）乃至第17条（本契約条項の変更）、本条、第22条（協議）、第23条（合意管轄）は、本契約終了後もその効力を維持するものとします。

#### 第21条（分離可能性）

本契約条項のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約条項の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第22条（協議）

本サービスに関連して、契約者と当社との間で問題が生じた場合には、各当事者は誠意をもって協議するものとします。

#### 第23条（合意管轄）

本契約条項は、日本国法に準拠して解釈されるものとします。本契約条項に起因し、又は関連する一切の紛争については、訴額に応じて千葉地方裁判所又は千葉簡易裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とします。

2023年12月8日公開